

もくじ

迫祐仁議員一般質問と答弁・・・	1
西脇いく子議員一般質問と答弁・・・	6
前窪義由紀議員一般質問と答弁・・・	11
他会派の一般質問項目・・・	17

6月定例会一般質問

迫 祐仁（日本共産党、京都市上京区） 2008年7月7日

【迫】日本共産党のさこ祐仁です。通告に基づき知事ならびに関係理事者に質問いたします。

住宅耐震改修助成制度を府内全市町村に広げ、使い勝手の良いものに

【迫】まず、住宅耐震改修制度について質問いたします。中国四川省の大地震は死者8万人、被災者は2000万人を超える大惨事になりました。地震被害のすさまじさに日本中の人たちが不安を抱いているさ中、6月14日に岩手、宮城県を中心にマグニチュード7.2という内陸直下型の岩手・宮城内陸地震が発生し、死者行方不明者22人と多数の被災者が出ています。亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに、被害を受けられた皆さんへお見舞いを申し上げます。

今回の地震は、いままで活断層といわれていなかったところで、発生した地震であり、改めて一刻も早い地震対策が求められていることを示したものです。

京都の状況はどうでしょうか。京都府地震被害想定調査委員会は5月26日に、京都市内の「花折断層帯」を震源とするマグニチュード7.5の地震が起きた場合の調査結果を発表しました。

京都市内は震度7また6強で、向日、長岡京、八幡、宇治、城陽、大山崎、久御山の各市町村の一部も6強。京都市内の死者数は最悪で5400人。府内全体では負傷者75400人、建物全壊14万7800棟などと予測し、死者数の約3/4が家屋倒壊によるものといわれています。

被害を少なくするために、京都府は昨年3月に「京都府建築物耐震改修促進計画」を策定し、2015年度までに約16万戸の耐震改修、そのうち耐震改修助成制度の活用で2万6千戸を実施し、平成15年現在74%の住宅耐震化率を90%にする目標を持っています。これを実現するには、年に平均すれば約3000戸以上が助成制度を活用する計画ですが、昨年度の木造住宅耐震改修助成制度の活用は、わずか1件でした。これでは実現のめどはないではありませんか。

いまの京都府の耐震改修工事の進捗具合で、もし岩手・宮城型の地震が襲ったら府民の安心・安全を守ることができると思いますのでしょうか。大変遅れているのが実際ではないでしょうか。

こうした中、府民の運動と府議会での論戦を通じ、今年度から、木造住宅耐震改修助成制度の要件を一部緩和いたしました。知事は記者会見で「地震に強い京都を実現するため 木造住宅耐震改修助成制度を大幅に拡充しました」と発表されました。

しかし、「大幅に拡充した」といっても、府下のすべての市町村にこの耐震改修助成制度がなければ府民は利用したくても利用できないのです。現時点で制度が存在するか創設の動きがあるのは10市町にとどまっています。そこでまず、伺います。この制度を実効あるものにするために、今年度すべての市町村で耐震助成制度が創設されることこそが必要ですが、その見込みがたったのですか。遅れている原因は何で、支援策はどのようにしようとされているのでしょうか。お答えください。

また、耐震改修助成制度が具体的に進まない要因には、この制度の使い勝手の悪さもあるのではないのでしょうか。

そのひとつは、工事費用です。私の住む上京区では、老朽化の進む住宅にお年寄り世帯が多くみかけられます。劣化の著しい老朽木造住宅で建物全体の耐震性を高めるには、高額な工事費が必要であり、耐震改修を行いたくても年金収入だけでは、工事費用を払えないので改修ができないということです。所得の低い高齢者の世帯などが費用負担に心配なく安心して工事にかかれるように、工事費用の助成をもっと増額すること、また、低所得者への特別措置などが必要と考えますが、いかがですか。

二つ目には「部分的な耐震改修や補強」工事についてです。わが党議員団は、評点1.0以上への強化は当然必要と考えますが同時に、「減災」という観点から、神戸市や和歌山県で実績を挙げている、評点の低い老朽家屋を一定期間内に、複数回の工事で1.0以上を満たす「段階的な耐震改修」工事や、地震時にすぐに避難できない人、特に高齢者や乳児などの寝室や居間など主な生活空間の安全性を応急的に確保する「部分的な補強工事」への支援を早急におこなうべきだと提案して来ました。この6月、京都市は、高齢者等の住む木造住宅を建物全体だけでなく、1階部分の部分改修や、寝室などの主な生活空間をシェルター化して補強するなどの部分的な耐震改修を含む簡易耐震改修工事も対象となる制度の実施を明らかにしました。京都府の制度もこの京都市の木造住宅の簡易改修工事制度と同じようにできるよう改善すべきではありませんか、いかがですか。

三つ目に、こうした耐震改修工事を地元建築業者の仕事確保に結びつけることです。本府の場合、すでに「京都の木の家づくり支援事業」において「緑の公務店」に登録されている業者は、ほとんど府内の建築業者、工務店であり、府の交付金事業を地元建築業者の仕事確保につなげています。耐震改修助成制度においても地元の仕事は地元の建築業者に仕事が確保されるような同様のシステムをつくることを求めますが、いかがですか。お答えください。

【知事】住宅の耐震改修助成制度についてであります。大規模地震に対し、府民の安心・安全を守ることは、京都府としても重要な課題であると考えており、昨年度木造耐震改修助成制度を創設しました。本制度の活用にあたっては、地震に強いまちづくりのために努力される市町村と連携していくことが大変重要であり、そのため、京都の助成制度と一体となっているだけに、市町村の制度の創設が不可欠です。ですが昨年度は、城陽市、長岡京市での制度化にとどまり、本制度の活用が進んでいない状況にあります。そこで、市町村や府民の皆さんからのご意見、ご要望も踏まえ、より使い勝手のよい制度となるよう、今年度、密集市街地に限定していた対象地域の緩和、住宅の規模要件の廃止、改修後の耐震の評点の1.0についての緩和、設計費を補助対象に追加、そして所得税控除要件の撤廃の5項目について、要件緩和を行なったところです。今年度は現在のところ、京都市を含め10市町で制度化されており、これで市町村の地域指定の問題はあるが、10市町が京都府内の大体、世帯の約8割をカバーしているだけに、かなり大幅に範囲は広がったといえると思います。残る市町村についても、早期に助成制度が創設されるよう、引き続き要請していきたい。

耐震診断も、これまで2000件を超えるなど、着実に増えてきており、今回の四川大地震、岩手・宮城の地震などから府民の関心も高まっているだけに、助成制度の活躍が進んでいくことを期待しているところです。京都府としては、この他、府立学校等の耐震化にも取り組んでいるところですが、今後とも市町村や関係団体とも連携しながら、助成制度の一層の周知に努め、災害に強いまちづくりを推進していきたい。

【建設交通部長】住宅耐震改修助成制度における高齢者、低所得者への対応や、建物の部分改修への補助等について、今回、市町村や府民のご意見、ご要望を踏まえ、府民全体に使い勝手がよくなるよう、制度の大幅な要件緩和を行なったところであり、まずは新しい制度の普及を図っていきたくて考えています。

地元業者の仕事の確保については、耐震診断士の派遣において、これまでから府内の建築関係団体と協力しながら実施してきたところであり、耐震改修についても、団体と十分に連携して、建築業者の方へ本制度の周知を図ることにより、一層の普及に努めたいと考えています。

【迫】いま、知事が答弁をされましたけれども、耐震の改修助成制度について、早期に各市町村と連携をしていくということでもありますけれども、知事がそういう努力をしていくという発言をされました。この努力を本当に各市町村とあわせて実施をされていくということで、実現のためにしっかりと行なっていくってほしい、耐震改修助成制度をしっかりとやってほしいと思います。すべての市町村で制度を創設して、利用できるように対策を講じるべきだということを、要望しておきます。

そしてまた同時に、岩手・宮城内陸自身の被害者の方が「朝の連続テレビ小説が終わり、居間でくつろいでいる最中に、突き上げるような衝撃を感じた。逃げようとしたのもつかの間、強烈な揺れに立つこともできず、ひざをついたまま、物が揺れるのを、恐怖を感じながらただ眺めているだけだった」と言われていま

す。すぐに避難できなくても1階部分の生活空間の一部でもシェルター化して補強する京都市の木造住宅の簡易改修工事制度を京都府でも同じように使える制度にしていくことで、地震による被害を減らし、また命を守っていくことができると思われませんか。お答えください。

【建設交通部長】住宅耐震改修助成制度の部分改修についての再度のご質問であります。先ほどもお答えしましたように、府としては広く府民に利用していただくということを考えて、今回要件を緩和して新しい制度としたところでありますので、まずはその普及に全力を尽くしたいと思っております。

大型店出店とその対策について

【迫】次に大型店の出店とその対策についてお聞きします。いま、労働者の賃金抑制による消費購買力の低下で、地元の商店街や中小小売店は、物が売れない厳しい状況が続いています。さらに燃料や原材料などの高騰で本当に厳しい状況です。

そのうえに、追い討ちをかけているのが京都駅周辺などの大型店の出店ラッシュです。

京都市内への大型店出店届出件数は、一昨年と昨年で10軒です。京都駅前のビックカメラは、京都駅のホームから直接、入れる特別の形で出店しました。さらに、近鉄跡のヨドバシカメラの出店計画、八条口のシネコンも併設されたショッピングセンターが建設中です。周辺の業者からは、「このまま、困っている小売り業者をほったらかしにする気か」「行政は何をしてきているのか。」とあきらめと怒りの声が聞こえる大変な事態をまねいています。しかもその影響は近隣商店街や京都市内だけにとどまりません。府内の小売商店にも大打撃を与えているのです。ところが、京都市の星川副市長は「四条界限、京都駅周辺など都心や交通結節点への商業集積は、大都市京都の魅力を増すもの。にぎわいづくりに大きく貢献している」といっています。わたしは、地元小売店の実情を知らないといんでもない発言だと思います。

本年2月の予算委員会で、わが党西脇議員が「大型店が出店して商店街がどうなったのかも含めて商店街の実態調査をされているのか」と質問した際に、府は「地元の商店街、商店者のみなさん方から十分ご意見を聞いている」と答えられました。そして、「府内商店街・小売業のヒアリングの状況について」とする資料が提出されました。ところが、その資料は、府中小企業技術センターの「主要業界団体及び企業のヒアリング」と府中小企業団体中央会の情報連絡員からの景況報告をまとめたもので、地元商店街の意見を聞いているとは、どうてい、言えないものです。しかも、その内容は「商業施設・京都駅周辺の商業施設は、観光客が多く、売上高・客数ともに好調でした」とされ、まさしく大型店は好景気だとわかります。ところが、資料には大型店の出店によって地元の小売店がどう影響を受けているかがまったくありません。これでどうして本当に実態をつかんでいえるのでしょうか。

長崎県では、大型店進出の影響について実態調査を商店街だけでなく消費者からも3年ごとにおこなっています。大型店出店前後の来街者数の変化、売上げの増減の原因、商店数の変化、高齢者への取組状況、空き店舗対策、駐車場問題、商店街の活性化に関する行政機関や関係団体への要望など細かく調査をしています。大型店の影響を受ける中小商店及び商店街の活性化と中小企業の支援機関などが行なう経営相談、経営戦略立案等に役立てて親身な対応をしています。

そこで、知事にお伺いいたします。

一つは、京都府として、京都駅周辺の大型店出店が府内の小売業者にどのような影響を与えているのかを調査し、支援等を検討すべきと考えますが、いかがですか。

二つ目に、いま求められていることは、これ以上の大型店の進出を規制することです。

いま街づくり三法に基づいて「特定大規模小売店舗制限地区建築条例」が向日市や長岡京市などで提案され、大型店の出店を規制する地域をひろげようとする努力がされています。各自治体がこうした努力で大型店の進出を規制し、小売店、商店街を守ろうとしても、京都市内にどんどん大型店が立地すればその影響は大きく近郊市の商店街、小売店を守ることはできません。

だからこそいま、京都府が広域調整機能の役割を果たすため京都市に働きかけることが求められているのではないのでしょうか。そのためにも、独自の条例などの制定に努力されている他の県に学び、京都府独自の条例などを作成し、これ以上の大型店の出店に歯止めをかけるべきだと思いますが、いかがですか。

そして三つ目ですが、大規模小売店の出店は広範囲にわたって生活環境やまちづくりなどで、地域社会に大きな影響をおよぼします。大型店は、その規模にふさわしく、地域実情にあった地域貢献が求められています。京都府でも府内市町村への特定大規模店の進出にさいしては地域貢献を求めています。また、既存の

大型店についても地域によっては一定の地域貢献を求めています。しかし、政令指定都市の京都市はその定めがありません。京都市に対し、地域貢献を求めるよう府として協議をしていくべきではないでしょうか。お答えください。

【商工労働観光部長】 大型店の出店とその対策についてであります。京都駅周辺など京都市内への大型店出店については、法律上の権限を有する京都市が、地域貢献問題を含め、市のまちづくり条例や商業集積ガイドラインプラン等に基づき対応されているところではありますが、京都市内の中小小売商業の振興は非常に重要でありますので、日頃から、地元商店街等から実情を把握し、府市協調により、地域の特色を生かしたチャレンジ精神あふれる取り組みの支援や、商店街を牽引する意欲的商業者グループの支援、制度融資や経営指導等により、商店街の活性化を支援しているところでもあります。

今後とも、京都市とも連携を図りながら、全力で、商店街、中小小売商業の振興に取り組んでまいります。

【迫】 いま、「実情を聞いて支援をしている」、このようにおっしゃいました。府が業者の声を聞いたようにおっしゃっているんですけども、実際には、私が業者の方とお話をしましたけれども、実態はこうです。「行政は府も市も何にも聴きに来ない」「組合の会合で自分らの状況を話したりするが、行政からは影響による実態調査をしてほしいという声もかかってくる」「私は組合にも入っていないので、どこからも大型店出店問題だけでなく蛍光灯の回収の情報もはいつてこなかった」、このように言われています。実態を全くつかまうとしていない行政のこういう態度に対する怒りの声となって表れております。

知事が現地現場主義をモットーとされるなら関係者の声を誠実に聞くこと、そのため府として府内の小売商店の影響調査を直接おこなっていくことを要望しておきます。

中小企業への制度融資について

【迫】 次に中小企業への制度融資についてお聞きします。

京都府・京都市の行っている中小企業への制度融資の受付窓口は、2004年に民間金融機関へ移行されました。そのために、現在の京都府の制度融資は、金融機関へ直接申し込みをせざるを得ません。ところが、金融機関の窓口の対応によって借入申込者が振り回され、融資をあきらめざるを得ない状況が生まれています。

私がお聞きした京都市内のある造園業の方は、金融機関から「セーフティーネット5号認定に該当するので2本の借入融資を一本化できる」と連絡があり、申し込みました。ところが、数日後、突然「5号認定に当てはまらないので別の方法で申し込みを考える」と言われました。そこで、京都市中小企業センターに相談をすると「銀行の主張はおかしい。5号認定にあてはまる」といわれ、5号認定の申し込み用紙を直接渡されましたが、「本人の直接の申し込みは認めていないから。銀行からの申し込みをして」と説明されました。

この件は「セーフティーネット5号認定」対象業者の判断の仕事まで金融機関にまる投げされていることを示しています。そのうえ民間金融機関は回収の見込みがあるかないかを判断の基準にしているのですから、中小企業の資金繰りを支援する制度融資の趣旨まで歪められていることとなります。

制度融資の申込み相談窓口を金融機関にしている限り、中小業者の金融相談を門前払いにしたり、ワンストップどころか、いったりきたりさせて、排除しかねないのではないのでしょうか。中小零細業者の苦しい現状を救い、制度融資の問題を解決するという、行政の役割をはたすためにも、制度融資の受付窓口を行政機関に戻すべきだと考えますが、いかがですか。

次に中小業者の再生支援のために、制度融資の求償権放棄についてお聞きします。

京都の中小企業の経営環境の悪化は多くの方が認めるところです。事業のために借入をし、事業不振で返済が困難になり代位弁済になっている中小業者もいます。またそういう中小業者の方でも毎日の資金繰りに苦しみながらも頑張って営業をされておられ、新たな借り入れが実行されたら、再建できる方もいます。しかし、現在は、新たな制度融資を借り入れることができないのが現状です。私も業者の方と一緒に銀行や、保証協会に何回か話し合いにも行きましたが、「まず、代位弁済分を解決することが先だ」といわれ、制度融資での借り入れはできませんでした。けれども業者の中には、事業を行っていくには運転資金が不足するので仕方なくマチ金やサラ金など高利に手を出して泥沼にはまり事業を再生できない方もでてきます。また、代位弁済になっている中小業者の同居家族や保証人になっている業者の方も、新たに事業資金の借り入れをすることが困難となっています。

これまで、保証協会の保証付きの制度融資の場合、代位弁済になった業者は、新たな信用保証は受けられずに、事業再生の道が閉ざされてきました。ところが、政府は、地域企業の再建を支援するために、保証協

会の求償権放棄を平成18年1月から認めることとしました。しかし、自治体の行なう制度融資はその対象にしませんでした。

こうした中、今年の1月28日に経済産業省と総務省が、自治体の制度融資を活用していた中小業者が、返済不能になった際に、自治体が条例を制定すれば、保証協会が債権を放棄して経営再建を進められるようにできる、「制度融資損失補償条例」案を提示しました。

本府では、代位弁済の企業に対して、求償権返済分に真水をプラスして貸し付ける「求償権消滅保証」方式による再生支援融資で対応しているため、「求償権放棄方式」に比べ返済額が減らないのが現状で制度利用も2件しかありません。

信用保証協会の求償件について代位弁済分を中小業者から返済を求めることは基本ですが、厳しい中小業者の現状から業者の求償権を返済できる条件に、債権を一部でも放棄することで返済額にゆとりができ、業者の再生支援が可能になる体制をつくっていくことが必要だと考えます。

すでに千葉県では、県中小企業融資損失補償条例を一部改正し、新潟県では新たに国の示した提案を基本にして、中小業者の事業再生の道を開くために6月議会において、条例が提案されています。

中小企業の再生のためにもこの「制度融資損失補償条例」を制定することが本府でも必要ではないでしょうか。積極的な答弁をお願いします。

【商工労働観光部長】 中小企業向け融資制度についてであります。中小企業にとって利便性の高い事業であることが重要であります。こうしたことから、従来は行政機関の窓口のみで相談、受け付けを行ってきたものを、平成16年4月から金融機関でも相談、受付ができるようにするとともに、金融機関、保証協会、商工団体等と、中小企業地域金融対策協議会を設置し、制度の円滑な運営を図っているところであります。その結果、金融機関の専門的なアドバイスが受けられ、また、融資の迅速化が図られるなどの効果があり、融資利用総数も約2.5倍と大きく伸びたところであります。

なお、広域振興局等においても、引き続き融資相談に応じております。

次に、国から示された制度融資損失補償条例案についてであります。京都府では中小企業再生支援融資を平成17年度に、京都市とともに創設し、多くの企業の再生と雇用の場を確保するなど、着実に効果をあげてきております。中小企業の再生をより効果的に進めるため、今後とも、国から提示された条例案も含め、様々な角度から研究することとしております。

【迫】 わたしは、京都府の施策が住民の暮らしや営業を守る上で、実効あるものとなるよう数点提案しました。ぜひ今後も前向きに検討していただくようお願いして質問を終わります。

西脇いく子（日本共産党、京都市下京区） 2008年7月7日

誰でも どの町でも 安心して 子どもを 生み育てられる京都府に

【西脇】 日本共産党の西脇郁子です。通告に基づいて知事並びに理事者に数点について質問します。まず、お産に関わってです。誰でもどこにいても安心して子どもを生み育てたいというのは当然の願いですが、現在、相次ぐ産科施設の閉鎖など妊娠や出産をめぐる環境は深刻な事態になっています。安全で、快適な妊娠、出産環境を保障することは喫緊の課題です。

日本共産党は、先日、妊娠や出産、子育てをめぐる環境について考え合おうと京都市内で「お産シンポ」を開催しました。当日は、妊婦さん、産科医師、助産師さんなど80名を超える参加がありました。夫と子どもたちに命の大事さと出産のリスクを理解してほしいと家族全員で協力しながら助産師さんの指示のもとで家庭分娩を行った方のスライドは参加者の大きな感動を呼びました。また、「37時間もかかったお産のなかで力を最大限引き出してもらったのは助産師さんの励みだった」という方、ご自身も妊婦である産科医師は「多くの女性医師は子どもができたら仕事を離れざるを得ない」などお産にかかわる多彩で率直な声や意見が相次いでいただきました。改めて、赤ちゃんの命の重みは何ものにも代えがたいということとともに経済的理由で出産をためらう人をどうサポートしていけばいいのかを考えあう大切な場となりました。

安心して出産迎えられるように 妊婦健診の充実を

【西脇】そこで、まず妊婦健診について伺います。妊婦健診は、正確な妊娠週数、胎児の発育状況や胎盤の位置、HIV、C型肝炎など合併症の有無の確認だけでなく、他の赤ちゃん、妊婦、医師・看護師などへの二次感染を防ぐなど非常に重要な検査です。妊婦健診について新日本婦人の会が本年3月から4月にかけて実施した全国調査では、47都道府県・2232人の回答が寄せられました。健診の受診回数が1人目のときの平均が12・3回、受診にかかった費用については、平均額は14万71110円になっています。また、1回の健診の中で最も高かった費用の平均額は1万7311円となっています。さらに、健診しなかったことがある場合の理由については、トップは経済的に大変が、57・3パーセントになっています。「受診に保健がきかず、預金がぎりぎりで困った」「妊娠初期から出血や頻繁なお腹の張りで倍の費用がかかった」という今回のアンケートに寄せられた声にもみられるように改めて若い人たちにとって健診費用が大きな負担になっていることが裏付けられています。

同時に、3割の妊婦に健診で逆子や早産、貧血などの異常が見つかっており、改めて、検診をきちんと受けなくて出産することの危険性が浮き彫りになっています。

厚生労働省は、昨年1月に、「妊婦健康診査の公費負担は14回程度が望ましい。少なくとも5回程度の公費負担を実施すること」との通知を都道府県に出しました。これを受けて京都府内においては宮津市で今年度よりこれまでの妊婦健診費用の公費助成の上限が2万円から25000円に引き上げられ、京都市では今年度より5回分・17840円の助成に、木津川市は3回に、他のすべての市町村では今年度より5回分・21710円にと助成が増えることとなりました。

検査の実態とかけ離れた「公費負担額」への認識は

【西脇】そこでまずお伺いします。健診の公費負担が5回に増えたといいますが実際にかかる平均健診費用全体の五分の一以下に過ぎず、実態に見合った支援策にはほど遠い状況です。知事としてこれでいいとお考えですか。お答えください。

すべての市町村が確実な検診を 府として支援を

【西脇】2点目は、市町村への支援です。秋田県では、H15年度より妊婦検診助成事業として、一般健診1回6000円の二分の一を4回分補助とあわせて歯科検診1回分4000円の二分の一補助を行うことで、県全体で7・6回の健診に引き上げています。福島県では昨年度より、第3子以降から5回分を超えた人に対して15回まで1回4000円の助成を行っているように、県独自の支援で妊婦健診助成を広げている県もあります。とりわけ本府の場合、合計特殊出生率が1・18と東京について全国で2番目に低いという深刻な状況や市町村の財政力をかんがみましても本府として市町村がさらに健診助成の拡充ができるよう積極的な支援を行なうべきと考えますがいかがですか。

少子化対策として、国に「妊婦健診無料化」求めよ

【西脇】3点目は、国の問題です。東京・特別区では本年度より23区中20区が14回助成を実施するなど自治体の財政力によって健診助成に大変な格差が生じています。本来、妊婦検診への公費負担について厚生労働省は、「ストレスを抱える主婦が増加にあるとともに、就業等の理由により健康診査を受診しない妊婦もみられるところであり、母体や胎児の健康確保を図る上で妊婦健診の重要性、必要性がいっそう高まっている」と明確にしているところであり、少子化対策の重要な施策の一環としましても改めて、妊婦健診無料化は国の事業として位置づけるべきと考えますがいかがですか。

助産所での検診、他府県での検診も無料の対象に

里帰り出産での検診問題、市町村に必要な助言したい

【西脇】4点目は、妊婦健診の公費負担の対象についてです。厚生労働省は、昨年6月26日に各都道府県・政令市・特別区母子保健担当者あてに「妊婦健診の公費負担の取扱いについて」として「病院、診療所、助

産所などにおける公費負担については当該通知の趣旨を踏まえて適切に対応されたい」と通知しました。

妊婦健診の公費負担の目的は、未受診をなくし、母体や胎児の健康増進をもたらすことにあるわけですから、医療機関だけではなく助産院でも使えるようにすべきです。あわせて、他府県に里帰り出産する際にも対象となるよう京都府として市町村に求めるべきと考えますがいかがですか。

入院助産制度 指定医療機関の拡大を 公立病院はただちに

府立与謝の海病院、京丹後市立弥栄病院が対象に！

【西脇】5点目は、入院所助産制度についてです。この制度は、経済的理由で入院によるお産ができない人で、生活保護世帯や市町村民税非課税など低所得の人が、指定医療機関で安い費用でお産ができる制度です。京都府内で、まず公立病院はすべて利用できるように改善すべきですが、現在のところ府立与謝の海病院、京丹後市立弥栄病院ではこの制度が利用できないとお聞きしています。ただちに利用できるよう改善すべきと考えますがいかがですか。

労働条件や復帰支援強め、助産師の確保に努めるべき

【西脇】次に助産師の確保についてお聞きします。

助産師は、妊娠・出産・産褥期を通じてリスクの少ない女性の助産や保健指導、予防的対応、母子の合併症の発見などのサポート、新生児や乳児のケアの提供など女性に寄り添い活動し、病院においても医師と連携して安全なお産を果たすために大きな役割を果たしています。日本助産師会が本年4月に看護対策議員連盟に出された要望書にも「リスクが低い妊産婦の約60パーセントは助産師が支援できる範疇である。正常妊婦の管理を助産師が受け持つことで産婦人科医はハイリスクや異常妊娠・出産の医療に専念できる」と明記され、厚生労働省は本年3月、病院勤務医の労働改善の対策に助産師の活用を盛り込んでいます。

一方で、人口10万人あたりの就業助産師は、全国平均20・2人であるのに圏域別では府内では南丹医療圏が13・6人、山城北医療圏で15・5人と全国平均を大きく下回っている状況です。来年度より京都府医師会が新たに定員20名の助産師養成課程を設置されることは前進ですが、あわせて産科病棟の廃止等によってやむなく看護師として従事しているベテラン助産師や、未就業の助産師の活用も重要だと考えます。現在、本府が行っている未就業の助産師の再就職支援のための専門的講習会や実務研修等も大切です。同時にそもそもなぜ未就業に至っているのかという要因をつかむことが大切です。

そこでまず、京都府として、未就業の助産師の実態を調査すべきと考えますがいかがですか。

また、助産師だけでなく、看護師、女性医師が結婚しても安心して働き続けられるよう、院内保育の確保や産前産後の休暇、育児休暇などがとられるような環境整備が何より大切ですが、京都府としてどういった支援策を考えておられますか。

【知事】妊婦検診と助産師について、助産師等の看護職員や女性医師の確保を図ることは、安心・安全な医療提供体制を整備する上で極めて重要と考えている。京都府としては、府立医科大学看護学科や府立看護学校の設置と運営、看護職員養成所に対する助成などを通じて養成対策を、修学資金貸与、職員宿舍整備助成、新人看護師の離職防止の研修など、確保・定着対策を、さらに研修研究の支援や専門看護師の育成などの資質向上対策などを柱として、総合的に取り組みを進め、府内の就業助産師、看護師数は全国平均を上回る水準にあります。しかし、今後を見据えれば、看護職員の多くが女性であり、近年女性医師の割合が増加していることを踏まえた確保対策が必要であるので、医師、助産師等労働者が安心して働ける勤務環境が確保されるよう、労働局との連携により、労働基準法をはじめ、労働関係法令の遵守を徹底産前、産後の休暇、育児休暇取得促進のため、「仕事と子育ての両立支援ガイドブック」などによる啓発さらには、医療機関の特性を踏まえ、院内保育所の運営に対し助成を行い、看護職員のみならず医師も利用できるよう柔軟な取扱いを普及するなどの、勤務環境の整備や出産・育児後に再就業を希望される方を支援するための、再就業支援研修やナースバンクの運営などに取り組んできた。こうした、ハード、ソフト両面における環境整備に取り組むとともに、職員等の子育て支援に意欲的に取り組む企業等を顕彰し、その取り組みを普及させるため「子育て支援表彰」や「京都モデル子育て応援中小企業認証制度」など、企業の意識改革にも取り組むなど、多面的な対策を講じている。今後とも、医療機関が勤務環境を改善する上で、基本となる診療報酬の抜本的な見直しや財政支援等について、国に対し、繰り返し要望を行いますとともに、女性が結婚・出産によ

り離職することなく、生き生きと働き続けることができるよう、ワーク・ライフバランスを推進する観点から、医療関係団体や看護協会はもとより、労働局とも連携し、助産師を始め看護職員や女性医師等が働きやすい環境づくりに向け、一層の取り組みを進めたい。

【健康福祉部長】 妊婦健診だが、京都府では、厚生労働省の要請を踏まえ、実施主体の市町村に、実施回数の拡充について助言を行う一方、円滑な実施に向け、関係団体との協議・調整を行ってきた。こうした中、市町村においては厳しい財政状況のもと、実施回数を概ね2回から5回に拡充する中で、経済的負担の大きい初回健診や、妊娠の節目となる時期の健診に取り組んでいる。

助産所での健診を助成の対象とすることは、助産所においては、超音波検査やH I V等血液検査が実施できないなど、産科医療機関との役割分担の課題もある。また、すでに3分の2以上の市町村が取り組まれている他府県への里帰り出産について、その拡充も含め、市町村の意見を聴いて必要な助言を行いたい。

国や京都府の役割だが、国は今回の実施回数の増加を求める通知に併せ、少子化対策の一環として、実施主体の市町村への地方交付税措置を拡充した、交付税総額が抑制される中、京都府としては、国に対し通知の内容に見合った財源措置を講ずるよう強く求めている。今後も市町村が充実した内容で円滑に実施できるよう国に要望したい。

入院助産制度は、経済的な理由で子どもを安心して産めない方への支援を充実するため、与謝の海病院などと、既に準備を進めており、近くすべての自治体立の病院で制度が利用できることになる。

助産師の活用は、京都府が運営委託をしているナースセンターで、退職者等調査や求職登録・相談などを通じて実態把握を行う一方、産科医療機関等とのマッチングを実施するとともに、再就業に向けたスキルアップ研修などに取り組んでいる。今後とも関係機関等と連携し、その推進を図りたい。

【西脇】 妊婦健診について2点要望する。市町村支援だが、先ほど申した秋田県だが、(秋田の)知事は、「妊婦健診などは、待てと言って待てるものではない」と、子育て支援の中で何を大事にするのかということ、命を大事にしようということで、妊婦健診、これは胎児も含めた検診をすでに独自に県として実施している。

実は知事も、先月(6月)12日の記者会見で良いことを言っているのですね。「子供のことに、お父さん、お母さんが躊躇しすぎるような事態があるとすると、それを取り除いていくことが、京都府が一番やらなければならないことだ」と言っておられるのですね。そこまで言われるのなら、国待ちにせずに市町村への支援を実施していただくよう強く要望しておく。

もう一点の要望は、先ほど部長から答弁いただいた里帰り出産の助成ですが、私も先日調査しましたが、あと四自治体しか残っていないのですね。そこで、改めて、ここが何故できないのかをしっかりとつかんでいただいて、府としてできる支援を、これは、市町村で格差がないという意味で、よろしくお願ひしたい。

消費生活安全センター

府民の暮らしを支え、悪徳商法等から府民守る相談員

【西脇】 次に消費者行政の抜本的な強化についてお聞きします。全国でマルチ商法、訪問販売、振込み詐欺、闇金等の被害や、製品・食品などの安全問題や偽装表示などの消費者トラブルは年々悪質で複雑化・多様化・広域化し、大きな社会問題となっています。本府内においても1人暮らしのお年寄りを狙った訪問販売やリフォームで2000万円以上もの被害を受けた方や、靈感商法にだまされ高価な宝石を買わされたり、マルチ商法で、先輩に誘われアルバイト感覚で会員になりサラ金に手を出し高価な商品を買わされた学生など被害は後を絶ちません。オレオレ詐欺・架空請求・融資保証金詐欺・還付金等詐欺の京都府警の認知件数だけでも平成15年の80件が、本年5月時点ですでに290件と3・6倍に急増しています。

国においては、悪質業者等の行政処分等も含め、消費者行政についての世論の大きな関心や批判の高まりのなかで来年度より消費者庁創設等に踏み出さざるを得なくなっています。

現在、京都府における消費者行政の中心的役割を担っているのは、京都テルサ内にある京都府消費生活安全センターです。なかでも相談員は、日常的に被害者の相談活動の最前線に立ち、市町村と連携しながら、府民の消費被害の相談・救済の業務に携わっておられます。相談件数も平成12年には5206件、18年には7837件に増加、とりわけ115年から16年にかけて保証金詐欺など新しい手口での被害が次々と発生し、解決までに費やす時間は計り知れません。さらに相談員は、民間企業のお客さま相談室とは異なり、

なぜ問題が起こったのかという被害に至る背景もていねいに聞き取り、関係部局や、他機関と協力して相談者のくらしそのものを軌道修正できるよう対応しておられます。また、相談員は相談者の生死に関わるような問題に対しても心理カウンセリング的な役割を果たし、自殺予防の下支えとしての重要な役割も果たしておられるのです。

さらに、市町村支援、啓発活動として数百人規模の講演会も含めた出前講座も相談員がローテーションを組んで担当し、文字通り府民の自立と財産を守るために大きな役割を果たしておられ、消費生活安全センターと相談員の役割は極めて重要です。

そこで知事に伺いますが、これまで京都府消費生活安全センターの相談員が果たしてこられた社会的役割をどのように認識しておられますか。お答えください。

消費生活相談員＝非正規嘱託、年150万円の収入 ワーキングプアに支えられる京都府の消費生活行政

【西脇】次に相談員の雇用に関わってお聞きします。現在、センターでの相談業務はすべて11名の非常勤の相談員が担当し、週28時間・3日勤務と4日勤務を交互に行っておられます。そのために一人一人の相談員の相談日が固定していないため相談者からは担当者は今度いつ来るのかとたずねられことも多々あり、解決が長引き、相談者との関係に響くこともあるとお聞きしています。

また、新人教育や市町村支援も週28時間のなかで行い、さらに数百人規模の出前講座の事前準備や実験などの工夫や努力をしておられます。賃金についても1年ごとに契約更新を行うため昇給もなく、収入は税金を引くと月12万円前後で、退職金も全くありません。経験の蓄積が大切な職場であるにもかかわらず15年勤続のベテラン職員も新人も賃金は変わりません。しかもこれほど低いにもかかわらず賃金カットだけは府の職員と同様に押し付けられてきました。さらに相談員の仕事は、多様化・複雑化する相談内容に対応できるよう幅広い専門的知識や経験の蓄積とともに消費生活にかかわる法律改正等に対する幅広い知識の取得が求められます。そのためにも欠かせないのが相談員協会や「有資格者の会」などの関係団体との情報交換ですが、会費はすべて自己負担。さらに新しい手口や製品事故に対応するための協会や弁護士主催の勉強会や、法改正等にもなう必要な参考書類も自己負担で日々勉強を重ねておられます。

私は、先日相談員さんからお話を伺いましたが、家計を支えている方も多く、生活のために泣く泣く転職を余儀なくされた人もおられたということや、今の状況のもとでは、職員の定着が困難で、相談員としてのスキルも身につかなくなるということ、いつ雇い止めになるかわからない不安をいつも抱えておられるということでした。それでも経済的にも大変な困難を抱えながらも、苦勞して相談者からの問題を解決し、感謝された時の喜びが働き甲斐や誇りだからこそがんばれるというお話に、胸が熱くなる思いでした。京都府としてこうした人たちをしっかりと支え、頑張りにこたえるためにも相談員の労働条件を抜本的に改善すべきと考えますがいかがですか。

また、先に述べましたように京都府は、相談員の任用を原則1年以内にし、毎年契約更新していますが、相談業務に携わることで得られる経験の蓄積は相談員にとってことのほか重要で、相談員の雇用形態としては全くふさわしくありません。また、週28時間勤務という形態も、現在の相談実態に全くそぐわず、府民サービスの低下を招くものだと考えます。

これまで相談員が果たしてこられた役割からすれば当然正職員化すべきと考えますが、まず府民サービスを低下させないためにも安定的な継続雇用にし、京都市のようにせめて週32時間・4日勤務にただちに改善すべきと考えますがいかがですか。

国の財政負担を府として求めよ

【西脇】最後に、国の問題についてです。本年3月に日本共産党の吉井英勝議員が消費者行政問題について内閣委員会で質問した際に、岸田国務大臣から「苦情相談への対応をはじめ身近な消費者問題の解決を図る地方消費者行政、地方の窓口というのは消費者行政において大変重要な部分」と答弁があったところです。国として地方の相談窓口が大変重要だとするのなら当然国として相談員が求められる役割にふさわしいよりよい住民サービスを行えるよう財政的支援を行うべきと考えます。京都府としても国に対して強くそのこと求めるべきと考えますがいかがですか。

【府民生活部長】経済社会の変化に伴い消費者トラブルが複雑・多様化し、消費者の安心・安全を脅かす様々な問題が発生してきている。このため、京都府では、府民に近い現場で、こうした問題に迅速かつ的確に対応するため、昨年度、企画・指導部門でございまして本庁組織を現場に移し、相談・商品テスト部門と統合し、京都テルサ内に「消費生活安全センター」を設置した。消費生活相談員は、専門の相談員として、多重債務やヤミ金融、架空請求など消費生活に係わる問題について、消費者への助言や事業者との交渉などを行い、府民を被害から守るとともに、その回復の支援などに頑張っており取り組んでいる。

相談員は、こうした専門業務を行うことから、近畿府県におきましても、委託対応の2団体を除いて非常勤として任用をしているところがございます。報酬については、「非常勤嘱託の勤務条件等に関する要綱」で定める基準に基づき支給している。これまでから他府県の状況を踏まえ、改善をしてきた。

また、採用、勤務時間についても非常勤嘱託要綱に基づき、他の嘱託と同様に、採用の1年更新や週28時間勤務としています。府民サービスの低下をきたさないよう、相談件数や内容の複雑化等に応じた、相談員の適正配置に努めている。この間、それまで6名だった相談員を、平成15年度にはヤミ金融対策として、2名増員し、また、平成16年度には架空請求対策等として3名増員をするなど、適切に対応してきた。

現在、国で、消費者・生活者の視点に立つ行政への転換を目指し、各省庁の縦割りとなる消費者行政の一元化を検討されている。今後、国の動きを注視しながら、府民目線に立った消費者行政となるよう、必要なものについては、国へしっかりと要請等を行いたい。

府民サービス後退させないためにも 改善は待ったなし

【西脇】消費生活安全センターの相談員の問題ですが、答弁を聞いて本当に失望した。それ以上に、現場におられる相談員さんはがっかりしたと思います。その程度の認識なのかと、相談員の皆さんの実態を思っただけでいらっしゃるのかということ、がっかりだ。答弁いただいた様に、府としても、がんばって取り組んでいることは認識しているとわかりましたが、府の消費者行政の一番最前線で頑張っている皆さんが、悪徳な業者等に対し泣きながらも窓口で頑張っておられる相談員の皆さんがワーキングプアの状況で働かされているということは、府民的に見ても信じられない異常な事態だと思います。

国の財政支援が必要なことはわかるが、国待ちだ。今の相談員さんの状況を待ったなしだと私は考えている。緊急対応すべきと思う。少なくとも28時間勤務、3日4日の勤務は直ちに改善すべきだ。それはなによりも府民のサービス後退を招かないためにも必要だと感じています。よろしく再答弁をお願いします。

【府民生活部長】非常勤嘱託の皆さんの給与などは、非常勤嘱託要綱に基づき、しっかり対応している。昨年も、平成20年4月にも、一定給与の改善をしたところです。今後ともしっかりと対応してまいります。

前窪義由紀（日本共産党、宇治市及び久御山町）2008年7月8日

淀川水系の河川整備計画案 国交省の強引なやり方に厳しく抗議を！ 議会にはかり、広く府民の意見をきくべき

【前窪】日本共産党の前窪義由紀です。数点について知事並びに関係理事者に質問します。まず、淀川水系の河川整備計画案についてお聞きします。

国土交通省近畿地方整備局が6月20日、淀川水系の大戸川ダム、川上ダム、丹生ダムの建設と天ヶ瀬ダムの再開を盛り込んだ河川整備計画案を公表したことに対し、厳しい批判が起こっています。整備局の諮問機関である淀川水系流域委員会の「ダムは不適切だ」とした意見を無視し、審議が継続中であるにもかかわらず「見切り発車」しました。

同委員会の宮本委員長は、「委員会の意見書、申し入れを無視したもので、まことに遺憾、河川法の趣旨を生かさず、かたくなに事業を実施しようとする整備局に強く抗議する」との声明を発表しました。マスコミも異例の事態と批判しています。京都新聞は「踏みこまれた河川法」と社説で、朝日は「手続きは強引で、説明責任を果たしたとは到底いえない」と書きました。

また、ダム工事費も大きく膨れ上がり、総額2,730億円、府の負担額は、226億円と報道されていますが、いまだに明らかにされていません。流域委員会の意見を無視し、まともな情報公開も行わず、「まずはダムあ

りき」とする整備局の強引なやり方は許せません。

そこでお聞きします。知事は、改正河川法の趣旨を踏みにじり、流域委員会の審議結果を待たずに「見切り発車」をした国土交通省・近畿整備局に対し、厳しく抗議するとともに計画案の撤回を求めるべきと考えます。また、本府の負担額について、早急に府民の前に明らかにさせるべきと考えますが、決意を含めた知事の答弁を求めます。

整備計画の決定は、知事の意見を聞くことが定められています。知事は、有識者などによる「研究会」を設置し、「計画案」の是非を検討する方針を決めたと報道されました。滋賀県では、知事の意見を県議会が審議することになっています。本府においても、整備計画案に対して意見を表明する場合は、議会にはかるとともに、広く府民の意見を聞くよう強く求めます。どうされますか。お答え下さい。

河川整備基本方針の見直しこそ国土交通省に求めるべき

【前置】次に、河川整備基本方針についてです。

05年7月に大戸川ダムの凍結を打ち出した整備局が、なぜ今回方針を転換したのでしょうか。

改正河川法では、まず河川管理者は、管理する河川について、河川審議会の意見を聴き、基本方針を定め、その方針に沿って、河川整備計画をつくるとされています。

流域委員会を休止したなか、07年8月、国土交通省は、ダムの必要性を認める「淀川水系河川整備基本方針」を決めました。淀川基準点枚方の基本高水のピーク流量を、毎秒17,500トと過大に設定し、洪水調節施設による流量調節、すなわちダム推進を打ち出しました。

整備計画案は、基本方針に従って、ダムを復活させましたが、専門家も指摘しているように、基本高水を適正に設定すれば、大戸川ダムなど建設する必要はありません。また、流域委員会は、大戸川ダム等の治水効果について、200年に1度の大雨が降った場合、淀川の下流域で3.2メートルもの堤防高が残されている状態で、水位を19センチ下げただけと疑問を投げかけ、ダムの効果は極めて限定的としました。

そこでお聞きします。この基本方針を審議したのが、国土交通省の諮問機関「社会資本整備河川審議会」です。知事は、この審議会の基本方針検討小委員会の委員として審議に参画をしていました。淀川水系のダム問題について、この場で何を主張し、どのような態度をとられたのか、この際、明らかにして下さい。そもそも、知事も参画して決めた基本方針が問題なのです。河川法改正当時の建設省河川局長だった尾山栄章氏は、「関係住民を含めて、皆で議論して整備計画をまとめるのが改正河川法の趣旨だ。場合によっては、基本方針にさかのぼって見直すこともあり得る」と国会で答弁をしています。基本方針策定に関わった当事者として、知事は、基本方針の見直しこそ国土交通省に求めるべきではありませんか。考えをお聞かせ下さい。

天ヶ瀬ダム再開発は治水上も危険性を伴う。開発は見直すべき！

【前置】次に、天ヶ瀬ダム再開発についてお聞きします。琵琶湖の浸水被害を軽減するためとして、天ヶ瀬ダムの放流を毎秒900トから1,500トに増やすとしているのが、天ヶ瀬ダム再開発です。すでに宇治塔の島地区では、1,500ト放流を想定した河川工事により、環境や景観破壊が進み、加えて、秀吉以来、川砂を積み上げて造られている宇治川堤防、とりわけ槇島から向島にかけての脆弱部分の決壊が心配をされています。「今でもダムの放流で水位が上がれば、堤防の基礎から水が噴き出してくる」、「1,500トを何日流せば、必ず堤防は切れる。無茶苦茶な計画だ」、「止めてほしいが、万一やられたら防ぎようがない。だから避難訓練に力を入れている」と、地元で生まれ育った人たちは言っています。

何回もこの場で指摘していますが、1兆9,000億円もかけた琵琶湖総合開発事業の完了で、琵琶湖沿岸の浸水被害は激減しています。天ヶ瀬ダムの左岸に最大直径26メートル、延長600メートル、7階建てのビルがすっぽり入るような巨大なトンネルをつくり、琵琶湖からの放流量を大幅に増やす必要性も緊急性もありません。しかも天ヶ瀬ダムを二分する断層帯の存在も明らかにされました。

2月議会で知事は、「関係府県・市町と連携して妥当性を判断する」と答弁し、府としての判断を示しませんでした。そこで再度お聞きします。治水上も危険性を伴う天ヶ瀬ダム再開発は、見直すべきと考えますが、いかがですか。

天ヶ瀬ダム再開発の水利権放棄を検討すべき

【前置】次に、天ヶ瀬ダム再開発の水利権についてです。本府は、04年10月に水需要予測を見直して、丹生ダムと大戸川ダムの水利権の放棄を明らかにしました。これは、わが党議員団が一貫して指摘してきたもので、過大な水利権によりメスが入ることになりました。

しかしながら、府営水道の水利権は、なお過大なものです。天ヶ瀬ダムの暫定水利権を合わせると日量約23万トンありますが、実際の使用量はどうかと言うと、06年度の1日平均供給水量は約11万トン、夏場の最も多い月でも約14万トンです。現在、確保している日吉ダム、天ヶ瀬ダム、比奈知ダムの水利権日量17万8千トンで十分賄えます。3浄水場の接続による水運用も始まることや水使用量も大幅に減少し、人口急増も考えられないなか、天ヶ瀬ダム再開発による水利権日量5万2千トンを見直す条件はますます広がってきています。

天ヶ瀬ダム再開発の費用が、水源費として水道料金に跳ね返り、住民に新たな負担を招きます。河川整備計画が検討されている今こそ、水利権の放棄を真剣に検討すべきではありませんか。知事の考えをお聞きます。

【知事】今日も各地で警報が出ているようですが、近年これまでに経験のないような豪雨により、全国各地で毎年大きな洪水が発生している。京都府管理の鴨川も含め、淀川水系の治水対策は、京都府にとって大変深刻な問題である。近畿整備局とその諮問機関である淀川流域委員会は、河川整備計画について、実に7年間にわたって検討を重ねてきたが、意見がかみ合わず、歩み寄る姿勢も見られないまま、とくに京都府など、中流域の対策については、ほとんど議論がなされていない状態で今日に至っているのは、大きな問題であり、私は反省すべき話であると思っている。

このため、6月6日に滋賀県、京都府、大阪府、三重県の知事が集まり、双方に対し関係の正常化と論点を絞った審議をお願いしてきた。6月30日には、整備局長から流域委員会との関係正常化に努力するとともに、論点を整理し、必要な資料の提供を行うとの回答を得た。

しかし、こうした長年の状況を踏まえると、京都府としてもダムによる府域への効果やダム代替案、桂川の対策、整備のスケジュールや優先順位などに関して検証を行う必要があると考える。あくまで、河川整備計画案については、府民の安心・安全を最優先にすべきであり、その中で効果的かつ効率的な治水対策が構築できるように、今後、流域委員会と整備局の話し合いを注視しつつ、府内関係市町村の意見を十分にふまえながら、関係府県と連携をはかり、本府としての意見を取りまとめるという、大変、非常に複雑な過程が必要になってくる。しかも、この問題は、技術的にも財政的にも課題が多岐にわたっているので、専門家の意見もしっかりきく必要がある。また、実際の防災やまちづくりに取り組む市町村の意見も尊重すべきという点もあるので、こうした点をしっかりとふまえ、議会に対しても委員会などを通じて十分に説明させていただく中で、課題を検証し、その結果を広く明らかにしていきたい。

【建設交通部長】河川整備基本方針について、その策定にあたっては、京都府として常に府民の安全確保を最優先に考え、水害の実態や治水対策の経緯をふまえて、具体的なデータに基づき、慎重に議論すべきだと再三主張してきた。この基本方針について、見直しを求めるべきとのご質問だが、いま議論すべきは、具体的にどのような河川整備を実施していくかであると考えている。知事からも答弁があったが、天ヶ瀬ダム再開発も含めた河川整備計画案に対しては、府民の安心・安全を最優先に専門家の技術的な検証をふまえながら、効率的で効果的な治水対策が構築できるよう、府内関係市町村の意見を十分にお聞きして関係府県と連携をはかり、本府としての意見を取りまとめたい。

【文化環境部長】平成16年度の水需要予測については、受水市町との協議を重ねながら、市町ごとの推計人口や節水意識の高まり、節水機器の普及に伴う近年の需要動向等も統計的にふまえた上で、学識経験者による府営水道水需要予測検討会を設置して、幅広い分析を行った。それにより、丹生ダム及び大戸川ダムによる毎秒0.3立方メートルの水利権を放棄し、府民負担の軽減をはかることとした。

今こそ、乙訓府営水道の教訓を生かせ

【前置】議会への知事意見の表明の場合の報告ですが、日吉ダムの建設にあたっては、当時、知事意見は議会で報告され、各会派の意向表明を全員協議会でを行うということをやっている。ぜひ、少なくともそういうことにしていきたいが、再度お伺いいたします。

「社会資本整備河川審議会」で、ダム問題が審議されているわけですが、そこに、知事が参加して8回の検討会に参加され、ここで、ダムの必要性が明記をされた。こういうことになっているので、私は知事の責任は重大だと考える。そういったことを前提に、今後の知事意見の表明については、その過程を振り返ってどうだったのか。府民意見や専門家の意見も十分きいて、そういう中で判断をしていただきたい。このことは、指摘しておきたい。

流域委員会が積み残している課題として、天ヶ瀬ダム再開発、宇治川改修、京都府の利水、桂川の改修など、十数項目の審議を手弁当で続行すると決めたと報道されているが、京都府がかかわるものが中心です。流域委員会の審議・意見は、私は尊重すべきだと思うが、知事の見解表明とのかかわりについて、知事どのように考えておられるのか、お聞かせください。

先ほど第一質問で、お聞きしたが、知事は、知事意見をまとめるためには、専門家等を入れた研究会をつくると新聞記者の前で言われたということですが、このさい明らかにして頂きたいのは、どういう研究会あるいは検討会をつくられるのか。もしつくられるとすれば、そこに住民意見がどのように反映されるのか。有識者等は公正な立場のメンバーで構成して頂きたいと思うが、知事の考えをお聞かせください。

天ヶ瀬ダム再開発で、洪水時よりも大量の1500トンの流量を流すということなのです。こんな、危険なことは認めてよいのかということだ。水利権を設定しているから、ものが言えないのか、あるいは水利権の振りかえなどの可能性をなぜ探求・研究しないのか。過大な水利権でさらに住民負担を増やすことになるのではないのか。乙訓府営水道の反省をいまこそ生かすべきだと思いますが、この点について知事の見解をお聞かせください。

【知事】流域委員会と整備局の話し合いについては、かなり論点を絞られてきており、技術的な問題についても項目ははっきりしてきているので、私どもはそういった問題に対して、専門家とくに流域委員会と整備局の意見の対立点について、専門家の研究会を立ち上げ、そこに対して意見を出していきたい。その上で、府内関係市町村の意見を十分にふまえ、関係府県とも連携をはかり、今言いました意見を十分に、そうしながら、委員会を通じて議会に対しても十分に説明をさせていただき、意見の取りまとめをしていきたい。

【文化環境部長】水利権については、いわゆる安定供給可能量等の考え方もあるので、慎重に検討しつつやっていく必要があると思っているが、例えば、日吉ダムでいうと平成14年の9月には、2割まで貯水率が低下してしまうという事案もあり、当時、私も現地を見に行ったが、底が見えるような状況があったりもしたので、そういった状況等もふまえつつ、これからも慎重に検討していきたい。

設定は既成のものではない メスを入れて水利権の放棄を

【前窪】知事に再度要望しておきます。議会への報告は、ぜひ委員会にとどまらず、せめて日吉ダムのときにやったような全員協議会等で各派の意見が表明できるような、そういう取り組みをして頂きたい。これは求めておきたい。水利権の問題は、慎重にしていきたいということであるが、天ヶ瀬ダム再開発に設定している毎秒0.6トン分は、もう、既成のものだということではなくて、ここに私はメスを入れて、この水利権の放棄も検討すべきだ。このことを問題提起しているのので、ぜひ、そういう立場でお願いいたします。

暮らし支える盲ろう者通訳・介助者派遣事業

【前窪】次に、目が見えない、耳が聞こえない、2つの障害を併せ持つ方々、盲ろう者への支援事業についてお聞きします。盲ろう者は、全国盲ろう者協会の調査で、京都府内に117人おられると推計されていますが、実際にはもっと多いと言われていました。

盲ろう者も、かつては、多くの障害者がそうであったように、社会から隔離をされ、家に閉じこもった生活を余儀なくされてきましたが、自立した生活を求める運動や障害者教育、生活支援の取り組みが進むなか、社会参加が広がりつつあります。

この社会参加をサポートするのが「京都府盲ろう者向け通訳・介助者派遣事業」です。盲ろう者と介助者の手と手を重ね合わせ、手話を行う「触手話」や「指文字」等を用い、目的地までの移動、目的地での通訳等、盲ろう者の行動を介助するもので、社会参加に欠かせないものでもあります。

週 20 時間では、足りない。使い切った後は、家に引っ込んだ生活。

【前置】しかし、この制度の利用は、1 か月 20 時間までに限られています。長時間の介助は、2 人の介助者が交互に行うため、倍の時間がカウントされます。20 時間は、あっという間に使い切り、後は「聞こえない」、「見えない」生活を余儀なくされるわけです。

また、経済的負担や移動手段の問題もあります。府の制度では、介助者が盲ろう者と合流した後、介助のために移動する際の費用は、盲ろう者の負担になっています。移動はバスや列車等の公共交通機関に限定されていますが、京都市の市バスや地下鉄等の公営交通以外に、障害者と同行者の免除制度はなく、せいぜい半額免除で、同行者数も原則 1 名です。JR も 100 km を超えて初めて半額です。しかも、府内の多くの地域の公共交通は不便になる一方で、1 日に数往復しかないバスを利用しての移動も大変であります。

私は、先日、京都の盲ろうの方々の方々の会、「ほほえみの会」の皆さんからお話を聞きました。「以前は、家に引っ込んでいたが、介助制度で大変助かっている。しかし、20 時間の上限は困る。介助の時間が足りないと買い物もできない」、「20 時間では足りない。色々な所に出たいが、我慢している」、「介助者の交通費の負担も大変、介助者がいないと私たちはどこにも行けない。公費でもう少し負担してほしい」、「今日は、舞鶴から来たが、交通費は 7,000 円を超えた。交通費の負担は大変です」などと、次々に語って下さいました。

介助者の方も「介助がなければ、まったく外に出られない、20 時間の制限があるのでボランティアで対応していることも多い。このことを皆さんに、ぜひ分かってほしい」と訴えられました。盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の拡充は待ったなしです。

20 時間の制限を撤廃すべき！無制限に負担軽減の対策も

【前置】そこでお聞きします。利用時間と移動の問題です。滋賀県、兵庫県は、利用制限はしていません。大阪府も年間 750 時間と京都の 3 倍です。全国的に見ても、本府の制度を上回っているのは 14 都府県もあります。盲ろう者の切実な願いに応え、20 時間の制限を撤廃すべきです。いかがですか。

また、介助中の介助者の交通費などの負担を、盲ろう者に強いているのは余りにも過酷な状況です。府の助成制度をつくり負担軽減に取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。

通訳・介助者の待遇を改善せよ

【前置】通訳・介助者の処遇改善も切実です。

手当は、1 時間 1,500 円。しかも、派遣先までの移動時間は対象外です。生活もあり、介助の活動に専念できなくなる事例もあります。その貢献にふさわしい処遇が求められています。介助者への手当の引き上げ、派遣地までの移動時間を手当の対象に算入するなど改善が必要です。いかがですか。

また、手話通訳者は、長時間の通訳による健康被害を防止するため、定期的な健診が定められていますが、より負担の大きい「触手話」などを行う通訳・介助者には制度がなく、健康破壊も心配です。定期的な健診の実施をぜひ制度化すべきと考えます。お答えください。

コーディネートと介助者養成

必要な予算確保し、しっかり支えよ

【前置】「盲ろう者通訳・介助員派遣事業」は、社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会に委託しています。派遣のコーディネートをする場合、盲ろう者への連絡はファクスや電話では困難で、居住地の自治体や支援者にお願しい連絡を取ります。派遣先の施設や行事の主権者との調整も必要です。1 回の派遣でも、大変な手間と時間がかかります。その経費は協会が実質的に持ち出している状況と聞きます。コーディネートをしっかり支えるため、委託費の引き上げが必要です。いかがですか。

また、通訳・介助者の養成事業は、1年に 1 か所、1 回の養成講座しか開催できていません。少なくとも府北部、南部を含め 2 か所以上で、開催できるよう保障すべきです。お答え下さい。

手話通訳者派遣事業の改善について

【前窪】 関連してお聞きします。手話通訳者を取り巻く経済・雇用環境も厳しさは同様です。派遣手当は、この10年来1,470円と1円も上がっていません。必要な引き上げを検討すべきです。また、実施が定められている定期健診は、財政的な理由で、問診でチェックされなければ、医師による健診は受けられません。すべての対象者の健診を保障するために、委託費を引き上げるべきだと考えます。いかがお考えでしょうか。お答えください。

【健康福祉部長】 聴覚・視覚障害者支援事業について、盲ろう者通訳・介助員派遣事業について、京都府においては、市町村が実施する視覚障害者移動支援事業や聴覚障害者手話通訳派遣事業等とも連携し、取組んできた。

派遣時間については、標準的な時間数として概ね月20時間としているが、通院や買い物、社会行事参加等必要なものについては、これを超える時間についても御利用いただいているとともに、派遣コーディネート費用や通訳・介助員や手話通訳者の手当についても、他府県と遜色ない水準で実施している。

介助中の通訳・介助員に係る交通費の助成や派遣先までの移動時間を手当の対象とすることについては、他の障害者等の外出支援、移動支援事業等との均衡を図る必要があると考えています。

通訳・介助員に対する健康診断については、手話通訳者として登録されている方は、すでに健診の対象となっているが、手話通訳者でない方々への対応については、他府県の状況等もお聞きする中で、その業務内容の詳細や健診の必要性等も含めて検討していきたい。

通訳・介助員の養成については、より多くの方が参加できるよう、定員枠の設置や実施地域を変えるなど対応してきているところですが、今後とも関係機関とも連携して実施していきたい。

通訳・介助員派遣事業については実績に応じて予算補正も行うなど、必要な予算を確保しており、手話通訳派遣事業も含め、関係団体と連携して、サービス提供が円滑に出来るよう適切に対応していきたい。

20時間で十分足りていると考えているのか

盲ろう者の負担の実態や派遣事業実施状況の把握を！

【前窪】 盲ろう者の問題であります。20時間の上限設定というのは、本当に私も一番目で言いましたように、進んだ県に比べて本当に低い水準だと思うし、現に困っておられるのだ。ですから私は、是非これの改善を検討していただきたい。

20時間の上限設定を撤廃すると約束できないのは、十分足りていると認識しているのか、それとも財政の問題があって改善出来ないのか。そういうことを考えざるを得ませんが、目が見えない耳が聞こえない生活を考えていただきたい。是非改善していただきたいと思います。

市町村でもやっていると言いましたが、やってない市町村もある。この盲ろうに対する派遣事業。宇治市はやっていない。そういうことをよく調べていただきたい。これは答弁願いたい。

通訳介助員の交通費あるいは会場費などを、盲ろう者が負担している。これを、どう現実問題として受け止めるかということだ。是非実態を把握していただきたい。改善するために努力をしていただきたい。実態把握とその改善、この点について答弁を願う。

【健康福祉部長】 利用時間数の問題ですが、先ほどもお答えしたとおり、社会参加等必要なものについては、これを超えて利用していただいているところだ。また、市町村の実施状況につきましては、常々から市町村からよくお話をお聞きして対応しているところだ。

【前窪】 私は盲ろう者の処遇改善について、初めてここで質問させていただきました。盲ろう者並びに手話通訳者、介助者などの苦勞を本当に実感した。是非、改善のための努力をしていただきたい。それで、利用時間20時間についてですが、実質上、支障ない、こういうことであれば撤回しているというふうには私は受け止めます。そういうことでこの事業を実施していただきたい。このことを私は申し上げ、今回の一般質問を終わらせていただきます。

他会派の一般質問項目

■村井弘（公明党・宇治市及び久御山町）

- 1、建設業者育成と入札制度について
- 2、建設業の振興について
- 3、関西文化学術研究都市のあり方について
- 4、淀川水系河川整備計画案について

■豊田貴志（民主党・京都市山科区）

- 1、地域力再生プロジェクトについて
- 2、生活習慣病対策について
- 3、ひきこもり対策について
- 4、産業廃棄物の不法投棄について

■坪内正一（自民党・長岡京市及び乙訓郡）

- 1、府営水道事業について
- 2、京都市・乙訓地域の公立高等学校入学者選抜制度改編に伴う乙訓高校の改革について
- 3、京都第二外環状道路と阪急京都線の交差点に設置される新駅と整備次号について

■片山誠治（自民党・南丹市及び船井郡）

- 1、京都新光悦村について
- 2、有害鳥獣問題について
- 3、食の安心・安全の問題について
- 4、国道372号の整備について第2工区の完成見込みについて。近隣区間の整備促進について。

■山本正（民主党・宇治市及び久御山町）

- 1、中小企業支援について
- 2、雇用対策について
- 3、府営住宅槇島団地について
- 4、宇治市に新設される特別支援学校について

■北尾茂（民主党・城陽市）

- 1、府民の安心・安全について
- 2、府南部地域の産科医療体制について
- 3、城陽市における山砂利問題について

■村田正治（自民党・宇治市及び久御山町）

- 1、農村地域の問題について
- 2、宇治茶の振興について
- 3、府立高校の改革について
- 4、地元の生活道路について
- 5、鉄道網の整備について

■荒巻隆三（自民党・京都市東山区）

- 1、青少年の有害環境対策について
- 2、観光振興における人材育成について
- 3、地球温暖化対策について

■安田守（自民党・向日市）

- 1、「食」と「農」について
- 2、自転車条例について
- 3、京都第二外環状道路の進捗状況について

■岡本忠蔵（京都創生フォーラム・舞鶴市）

- 1、地方分権について
- 2、学校給食と食育について
- 3、警察における死体の取扱業務について

■角替豊（公明党・京都市南区）

- 1、総合観光案内所について
- 2、京都文化博物館について
- 3、京都府外国籍府民共生施策懇談会について
- 4、高齢者の運転免許返上支援事業について